

トリニダード・トバゴの入国禁止措置（更新）

3月11日、トリニダード・トバゴ保健省は新型コロナウイルス関連情報を更新し、中国、イラン、イタリア、日本、シンガポール、韓国からの渡航者に加え、フランス、ドイツ、スペインからの渡航者についても、これらの国々出発から14日以内の渡航者を入国禁止とする旨発表しました。

日本を含む上記9か国を出発後、14日間はトリニダード・トバゴへの入国は出来なくなりますので、ご注意ください。

在留邦人及び同国訪問予定の皆様におかれては、引き続き最新情報の入手に努めると共に、日頃から手洗い等を励行して、感染防止に努めてください。

参考:トリニダード・トバゴ保健省

<http://www.health.gov.tt/>

参考:新型コロナウイルス感染症対策本部(第18回)資料

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/sidai_r020307.pdf

参考:日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

参考:外務省海外安全 HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

【問い合わせ先】 在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話：(国番号 1-868) 628-5991

住所：5 Hayes Street, St. Clair, Port of Spain, Trinidad and Tobago

ホームページ：<http://www.tt.emb-japan.go.jp/houjin-page.htm>

E-mail：ryouji@po.mofa.go.jp

当館は、セントクリストファー・ネービス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。